

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

## 告示

### 目次

- ◇ 告示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良区の役員の退任（〃）
- 県営土地改良事業の工事の完了（〃）
- 入会林野整備計画の適否の決定（林務課）
- ◇ 公告 歯科技工士試験の実施（医務薬事課）
- 公募型指名競争入札の実施（管理課）
- ◇ 正誤 平成十年十一月二十七日付鳥取県地方労働委員会告示第二号中訂正

**鳥取県告示第二十五号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町畠地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

#### 退任した役員の氏名及び住所

|               |              |                   |
|---------------|--------------|-------------------|
| 理事            | 徳永秋隆         | 西伯郡中山町羽田井一五三      |
| 監事            | 籠津文彦         | 西伯郡中山町石井垣一八一      |
| 平成十年四月五日退任    | 井上彰          | 西伯郡中山町羽田井一四一八一一〇五 |
|               | 野川敏男         | 西伯郡中山町田中三一九一      |
|               | 小谷博貞         | 西伯郡中山町御崎三二一       |
|               | 高見昭久         | 西伯郡中山町松河原一一九      |
|               | 天島清憲         | 西伯郡中山町高橋一五三       |
|               | 山本儀雄         | 西伯郡中山町下甲三七七       |
|               | 長田潤之助        | 西伯郡中山町塩津九〇八一二     |
|               | 下池忠正         | 西伯郡中山町下市八四四       |
|               | 円岡権一郎        | 西伯郡中山町田中六三七一      |
|               | 奥田幸充         | 西伯郡中山町下甲四一六       |
|               | 廣            | 西伯郡中山町豊成五三        |
|               |              | 西伯郡中山町八重一七四       |
| 就任した役員の氏名及び住所 | 西伯郡中山町羽田井一五三 |                   |
| 理事            | 徳永秋隆         | 西伯郡中山町石井垣一八一      |
| 監事            | 籠津文彦         | 西伯郡中山町石井垣一八一      |
| 平成十年四月五日退任    | 佐々木富康        | 西伯郡中山町羽田井一四一八一一〇一 |
|               | 野川和義         | 西伯郡中山町田中五二一       |
|               | 西伯郡中山町御崎三二一  |                   |

平成十一年一月二十二日

鳥取県知事 西尾邑 次

平成11年1月22日 金曜日

|        |               |
|--------|---------------|
| 小谷 博貞  | 西伯郡中山町下甲三七七   |
| 高見 昭久  | 西伯郡中山町松河原一一九  |
| 天島 清憲  | 西伯郡中山町高橋一五三   |
| 山本 儀雄  | 西伯郡中山町塩津九〇八一二 |
| 長田 潤之助 | 西伯郡中山町下市八四四   |
| 下池 忠正  | 西伯郡中山町田中六三七一一 |
| 前田 譲   | 西伯郡中山町御崎一〇六   |
| 長原 幸充  | 西伯郡中山町豊成五三    |
| 奥田 廣   | 西伯郡中山町八重一七四   |
| 任期四年   | 平成十年四月六日就任    |

鳥取県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年一月二十二日

鳥取県知事 西尾邑 次

監事林政幸 東伯郡東郷町大字旭一七  
平成十年十二月二十五日退任

鳥取県告示第二十七号  
県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 土地改良事業の名称             | 工事完了年月日    |
| 県営かんがい排水事業湖山砂丘地区農業用排水 | 平成十年三月三十一日 |

鳥取県告示第二十八号

岩美郡岩美町大字銀山三三三銀山入会林野整備組合代表者山本澄男から申請のあつた銀山入会林野整備計画については、平成十年十二月十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月二十二日

鳥取県知事 西尾邑次

- 一 縦覧に供する書類

銀山入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年一月二十二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

## 公

## 告

鳥取県立歯科技工学校

|               |  |   |  |
|---------------|--|---|--|
| 1 試験期日        | 平成11年3月7日(日)午前9時から   | 6 受験願書の提出先  | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務事業課  |
| 2 試験場所        | 平成11年3月8日(月)午前9時から   | 7 受験願書の添付種類   | (1) 履歴書<br>(2) 受験資格を証する種類  |
| 3 試験科目        | 鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校  | ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成11年3月31日までに卒業証明書を提出すること)イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類 | ア 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する種類           |
| 4 受験資格        | 実地試験<br>歯科理工学、歯の解剖学、顎口こう機能学、有床義歯技工学、歯冠修復学説試験<br>歯科理工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規  | ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する種類  | ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する種類           |
| 5 受験願書の受付期間   | 平成11年2月4日(木)から同月12日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)。   | 6 受験願書の受付期間   | 平成11年2月4日(木)から同月12日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)。 |
| 6 受験願書の提出先    | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務事業課  | 7 受験願書の添付種類   | (1) 履歴書<br>(2) 受験資格を証する種類  |
| 7 受験願書の添付種類   | (1) 履歴書<br>(2) 受験資格を証する種類  | ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成11年3月31日までに卒業証明書を提出すること)イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類 | ア 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する種類           |
| 8 受験手数料及び納入方法 | 次のいづれかに該当する者であること。<br>(1) 文部大臣の指定した歯科技工学校を卒業した者(平成11年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)<br>(2) 厚生大臣の指定した歯科技工学校を卒業した者(平成11年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。) | (3) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)   | ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する種類           |
| 9 合格者の発表等     | 受験手数料は、34,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。   | 平成11年3月19日(金)正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。  | 受験手数料は、34,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。           |
| 10 その他        | (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者<br>(4) 外国歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技   | 平成11年3月19日(金)正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。  | 受験手数料は、34,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。           |

3 平成11年1月22日

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務課事務課（電話0857-26-7189）に照会すること。
- (5) 工期 平成11年3月から平成12年3月25日まで

- 2 技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

幅 員：全体 W=10.25m  
(内訳 車道=3.00m×2、歩道=2.0m)  
平面線形：曲線 R=160  
架設工法：トラッククレーン工法（ベント工法）

## 調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年1月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 1 工事の概要

- (1) 工事名 主要地方道東伯野添線橋りょう整備工事（大山瀧橋上部工）  
(2) 工事場所 東伯郡東伯町大字井滝  
(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道東伯野添線の橋りょう上部工を作成し、架設する工事である。

### 4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：3径間連続非合成鋼板橋

橋長：L=143.0m

支間長：49.5m+49.5m+43.0m

- (7) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。  
(ア) 平成元年度以降において、連続鋼板橋上部工事の架設工事の現場経験を有する者であること。

平成11年1月22日

平成11年1月22日

## 報公県取鳥

15

- (イ) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- (ウ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成11年1月22日（金）から同年2月5日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間並びに提出場所

## (1)に同じ

## イ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

正 印

平成十年十一月廿一十七日付鳥取県地方労働委員会印示第一「申」（鳥取県地方労働委員会事務局処務規程）中次の箇所に記載があつたので、記述する。

眞 誠 行 稔 正  
七 上 十七 湧原の 湧原じ